

貸与型奨学金募集要項

1. 募集人員 各大学 2名以内
2. 対象学生 学部生および大学院生
 - ・学年や学部、学科は問いません。(2~4年生でもOKです)
 - ・他の給付型奨学金・学費免除との併用は可能です。
 - ・収入基準は、日本学生支援機構(JASSO)の貸与型1種(無利子)より柔軟に対応致します。1種と2種(有利子)との間を目安にお考え下さい
3. 貸与金額 下記の範囲内で奨学生が1万円単位ずつ選択できます。
貸与は2026年4月分から開始し、無利子です。
大学学部生 月額 30,000円~60,000円
大学院生 月額 40,000円~80,000円
4. 貸与期間 正規の最短修業年限の終期まで
5. 返還期間 貸与終了後、1年経て、貸与期間の3倍の期間を限度とします。
例) 2026年4月~2030年3月までの4年間、
月額6万円で貸与を受けたとき(4年間貸与合計額288万円)、
⇒2031年4月から12年間、毎月2万円ずつ返還する。

※学内選考通過者のみ提出

6. 応募提出書類

| | 提出書類 | 備考 |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | 奨学生願書 | ・ワードに入力し、片面ずつ印刷の上、枠内に写真 ※を添付してください。 ※写真の背面に氏名を要記入 |
| 2 | 在学証明書 | |
| 3 | 在学学校長の推薦書 | |
| 4 | 成績証明書 | |
| 5 | 収入のエビデンス ※願書内、収入所得の欄のエビデンス | 源泉徴収票、確定申告書控え、あるいは所得証明 書のいずれかをご提出ください。 |

7. 募集締切



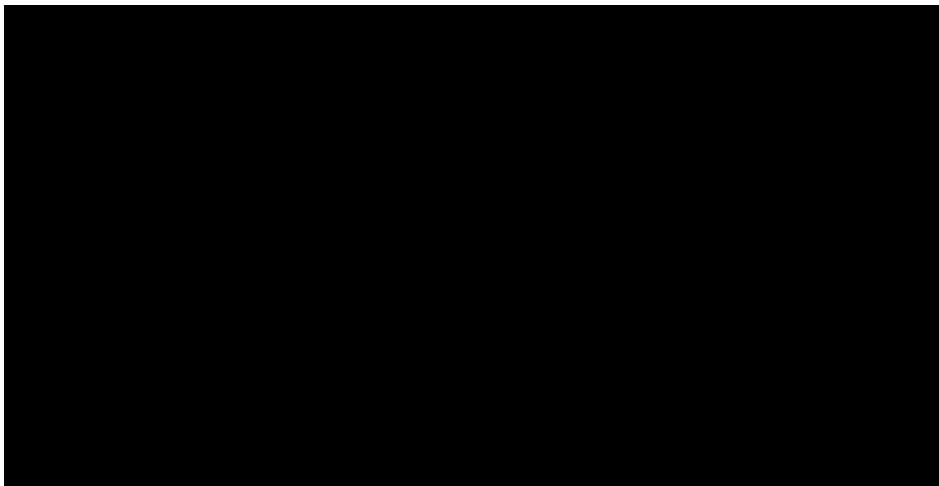
学内〆切 3月13日

8. 選考

| 選考内容 | スケジュール | 備考 |
|-------------|---------|---|
| 1次選考（書類） | 5月中旬 | ・事務局にて書類審査 |
| 2次選考（面接） | 5月中旬～下旬 | ・当会の理事長、常務理事、選考委員による オンライン面接（原則Teams） ・日時は応相談 ・合否判定は6月初旬 |
| 3次選考（選考委員会） | 6月中旬 | ・当会の選考委員会にて最終選考 |

9. 詳細

別紙、奨学金貸与規程をご参照ください。



以上

公益財団法人フジクラ育英会 奨学金貸与規程

公益財団法人フジクラ育英会定款の規定に基づき、この規程を定める。

第1章 奨学生の採用と奨学金の貸与契約

(奨学生の資格)

第1条 本会の奨学生となる者の資格は次の全てを満たすこととする。

- (1) 大学又は大学院在籍者
- (2) 学術優秀、品行方正、身体健康である
- (3) 経済的理由により修学が困難な者
- (4) 日本国籍を有する

(奨学金応募書類の提出)

第2条 奨学生志願者は、次の書類を本会に提出するものとする。

- (1) 奨学生願書（本会指定用紙に連帯保証人と連署、要押印）
- (2) 在学証明書
- (3) 在学学校長の推薦書
- (4) 成績証明書（学部1年次生は高校、その他は前年度成績証明書）
- (5) 収入または所得に関する証明書

(奨学生の採用)

第3条 奨学生の採用は、選考委員会にて選考し、その結果を在学学校長及び奨学生志願者に通知する。

2 採用の通知と同時に奨学生番号を通知する。本会への届出、連絡には必ず氏名のほかに奨学生番号を記さなければならない。

(奨学金の貸与契約)

第4条 奨学生として採用された者は、第1項の通知を受けた日から1か月以内に「奨学金借用証書」を作成し、連帯保証人と連署のうえ、それぞれ実印で押印し、その印鑑登録証明書とともに理事長あてに提出しなければならない。

2 奨学金の貸与は無利息とする。

3 奨学生が第1項に基づいて作成する奨学金借用証書において、返還は貸与終了予定年度の翌々年度4月から開始する。また、返還を開始した年度を含み、貸与期間の3倍の年数以内で返還を終わらせるものとする。

4 前項の奨学金の返還は月賦とし、原則として口座振替の方法によるものとする。毎月の返還額は、該当の返還年度の金額を12か月で除した金額とする。

5 奨学生であった者はその都合により、いつでも一括奨学金を繰上げ返還することができる。

6 本条第3項、第4項の規定にかかわらず、奨学金の貸与を受けた者が、偽りの申請その他の不正の手段によって貸与を受けたときは貸与した奨学金の全部又は一部につき、繰上げ償還させることができる。

7 奨学生であった者が奨学金借用証書に定める返還を怠ったときは、返還期日の翌日から年5%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第2章 奨学金の貸与

(奨学金の貸与)

第5条 奨学生は金融機関に本人名義の普通預金口座を設け、奨学金振込先連絡票を提出しなければならない。奨学金はこの口座に送金する。

2 奨学金は3か月分を3か月毎に、当該月の5日以降受け取れるよう、奨学生の口座に送金する。(送金月は4・7・10・1月)なお、特別の事情があるときは、3か月以上を合わせて送金することができる。なお、最初の送金は第14条の奨学金借用証書の提出の後とする。

(奨学金の種類および貸与期間)

第6条 奨学金の種類および貸与期間は、下記の範囲内で奨学生が1万円単位ずつ選択するものとする。なお、貸与期間中に貸与額を変更することは原則認めないこととする。

大学奨学生 月額 30,000 円から 60,000 円

大学院奨学生 月額 40,000 円から 80,000 円

2 前項の奨学金の貸与期間は、正規の最短修業年限による終期までとする。

(奨学金受領に関する連絡)

第7条 奨学金の貸与を受けた奨学生は、速やかに本会まで連絡をしなければならない。

(学業成績及び生活状況の報告)

第8条 奨学生は、毎年度末、本会へ学業成績証明書を提出し、生活状況を報告しなければならない。

(奨学金の休止及び停止)

第9条 奨学生が休学し、又は長期に亘って欠席したときは奨学金の貸与を休止することができる。

2 奨学生の学業又は生活状況などに看過できない問題があると認めるときは、奨学金の貸与を停止することができる。

(奨学金の復活)

第10条 前条の規定により奨学金の貸与を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の貸与を復活させることができる。

(奨学金の廃止)

第11条 奨学生が次の各号に該当すると認めるときは、奨学金の貸与を廃止することができる。

- (1) 傷病などのために成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績又は生活状況が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (6) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(連帯保証人)

第13条 連帯保証人は奨学生あるいは奨学生であった者の奨学金の返還債務を奨学生あるいは奨学生であった者に連帯して保証するものとする。

2 奨学生あるいは奨学生であった者が連帯保証人の選任・変更をする場合は、本会の同意を得なければならない。

第3章 奨学金の返還及び返還猶予

(就職先等の届出の提出)

第14条 次のいずれかに該当した場合は、1ヶ月以内に「就職先等の届」を提出しなければならない。

- (1) 卒業したとき
- (2) 卒業していない場合であって、奨学金貸与期間が満了したとき

- (3) 第11条の規定により奨学金の交付を廃止されたとき
- (4) 奨学金を辞退したとき

(奨学金の返還猶予)

第15条 奨学生であった者が次の各号に該当する場合は、願出によって奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 災害により損害を被ったため返還が困難となったとき
- (2) 傷病により返還が困難となったとき
- (3) 大学、大学院又はこれと同程度の学校に在学するとき
- (4) 生活保護法による生活保護を受けているとき
- (5) その他真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき

2 返還猶予の期間は、前項第3号に該当するときは、その事由の継続中とする。そのほかの各号に該当するときは、1年以内とし、さらに事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、第5号に該当するときは、通じて5年を限度とする。

(返還猶予の願出)

第16条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、すみやかに本会まで連絡し、本会の承諾を受けなければならない。

第4章 奨学金返還免除

(奨学金の返還免除)

第17条 奨学生又は奨学生であった者が死亡し、相続人及び連帯保証人のいずれもが死亡又は行方不明であるため、その奨学金の返還が不能となったときは、その全部又は一部の返還を免除することができる。

第5章 届出

(届出)

第18条 次の変更があった場合は本会まで速やかに連絡しなければならない。ただし、所定の書式が必要な場合は、本会から送付し1か月以内に届けなければならない。なお、奨学生又は奨学生であった者が病気その他の理由により届出ることができないときは、連帯保証人が届け出るものとする。

(1) 奨学生又は奨学生であった者の氏名、住所、電話番号、職業、勤務先住所、勤務先電話番号等

(2) 奨学生又は奨学生であった者の在学状況（休学、復学、留年、転校、転科、停学、退学、除籍、その他の処分）が変更した場合は、本会まで連絡し、それを証する書類を提出すること。

(3) 連帯保証人の氏名、住所、電話番号、職業、勤務先住所、勤務先電話番号、その他重要な事項

なお、連帯保証人が死亡した場合、代替りの連帯保証人を立てなければならない。奨学生と代替りの連帯保証人と新たに奨学金借用証書を締結し、奨学生および代替りの連帯保証人の印鑑登録証明書を提出しなければならない。

第6章 補則

(実施細目)

第19条 この規程の実施について必要な事項は、別にこれを定める。

(規程の変更)

第20条 この規程を変更しようとするときは、公益財団法人フジクラ育英会定款の定めるところによる。

付則

この規程は文部科学大臣の承認のあった日から施行する。

改定履歴

2018年12月1日

2020年4月6日

2025年2月21日

2026年2月19日